

## 排泄予測支援機器の取扱いについて

令和4年4月1日から、介護保険の給付対象となる福祉用具に排泄予測支援機器が追加されました。従来の特定福祉用具と取扱いが異なることから、当該機器の販売に係る給付申請等について、本市における取扱いを以下のとおりとします。

### 1. 給付対象者

排泄予測支援機器の給付対象者は、「運動動作の低下、排尿のタイミングが不明、または伝えることができない等により、トイレでの自立した排尿が困難となっている居宅要介護者等であって、排尿の機会の予測が可能になることで、失禁を回避し、トイレで排尿をすることが見込める者。」となっています。

### 2. 利用が想定しにくい状態について

排泄予測支援機器は、トイレでの自立した排尿を支援するものであることから、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年3月24日厚生省告示第91号）別表第一の調査票のうち、調査項目2-5排尿の直近の結果が「1. 介助されていない」「4. 全介助」の者については、利用が想定しにくいとなっています。

ただし、「1. 介助されていない」「4. 全介助」に該当している場合でも、医学的所見により必要と認められる場合は、対象となる場合があります。

### 3. 医学的な所見の確認について

排泄予測支援機器の販売に当たっては、特定福祉用具販売事業者は以下のいずれかの方法により、居宅要介護者等の膀胱機能（利用者の「必要とする原因」や「使用することによって期待される効果」）を確認する必要があります。

- (1) 介護認定審査における主治医の意見書
- (2) サービス担当者会議等における主治医の所見
- (3) 介護支援専門員等が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見
- (4) 個別に取得した医師の診断書 等

### 4. 特定福祉用具販売事業者が事前に確認すべき事項

排泄予測支援機器の利用によって自立した排尿を目指すため、特定福祉用具販売事業者は以下の点について、利用を希望する者に対して事前に確認の上、販売してください。

- (1) 利用の目的を理解して、自立した排尿を目指す意志があるか。
- (2) 装着することが可能か。
- (3) 利用者や介助者等が通知を理解し、トイレまでの移動や誘導が可能か。

なお、利用者の状態により、通知から排尿に至る時間（排尿を促すタイミング）は異なることから、販売の前の一定期間の試用を推奨し、積極的な助言に努めるとともに、継続した利用が困難な場合は、試用の中止も助言してください。

また、介助者も高齢等で利用に当たり継続した支援が必要と考えられる場合は、販売後も必要に応じて訪問等の上、利用状況等の確認や利用方法の指導等に努めてください。

## 5. 支給申請について

排泄予測支援機器の販売に関する支給申請は、以下の書類を提出してください。

### 【受領委任払の場合】

- 福祉用具購入支給申請書（受領委任払用）
- 領収書（コピー可。ただし、コピーを提出する場合でも原本を確認します）
- 福祉用具の定価や規格が記載されたパンフレット
- 医学的な所見の確認についての書面
- 排泄予測支援機器確認調書（別添）

### 【償還払の場合】

- 福祉用具購入支給申請書（償還払用）
- 受領委任状（当該被保険者本人の口座にて申請する場合は、添付する必要はありません）
- 領収書（コピー可。ただし、コピーを提出する場合でも原本を確認します）
- 排泄予測支援機器の定価や規格が記載されたパンフレット
- 医学的な所見の確認についての書面
- 排泄予測支援機器確認調書（別添）

なお、利用者の状態や介助体制、試用状況を確認する必要がある場合は、利用者、特定福祉用具販売事業者、介護支援専門員、主治医等に対して事実関係の聴取を行います。

## 6. 介護支援専門員等との連携

排泄予測支援機器の販売に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員をはじめ、介護保険サービス事業者間で連携を図ってください。

## 7. 支給申請書の理由欄について

支給申請書の「福祉用具が必要な理由」の欄には、「自立した排尿が困難となっている理由（症状）」「困難となる頻度」等を明記してください。

## 8. その他注意事項

申請にあたり確認すべき事項については国通知を参照してください。